

市区町村別集計項目(推進体制等)

鳥取県	
市区町村数	19

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	担当課(室)名	所属	事務所掌	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2022年4月1日現在で有効なもの)				
								有			無	有			無	
								条例名称	公布日(西暦)	施行日(西暦)	現在の状況	計画名称	計画期間	女性活躍推進法との関係	計画策定の方法	現在の状況
						12	19	19			18					
31	201	鳥取市	男女共同参画課	1	1	1	1	鳥取市男女共同参画推進条例	2002年3月26日	2002年4月1日		第4次鳥取市男女共同参画かがやきプラン	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
31	202	米子市	男女共同参画推進課	1	1	1	1	米子市男女共同参画推進条例	2010年3月26日	2010年4月1日		第3次米子市男女共同参画推進計画	2018年4月 ~ 2023年3月	1	1	
31	203	倉吉市	人権政策課	1	2	1	1	倉吉市男女共同参画推進条例	2004年12月17日	2005年4月1日		第6次くらし男女共同参画プラン	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1	
31	204	境港市	人権政策室	1	2	1	1	境港市男女共同参画推進条例	2012年3月30日	2012年4月1日		第3次境港市男女共同参画推進計画	2019年4月 ~ 2024年3月	1	1	
31	302	岩美町	教育委員会事務局	2	2	0	1	岩美町男女共同参画推進条例	2013年3月21日	2013年4月1日		いわみ虹色プラン-岩美町男女共同参画計画-	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1	
31	325	若桜町	教育委員会事務局	2	2	1	1	若桜町男女共同参画推進条例	2010年12月22日	2010年12月22日		第4次若桜町男女共同参画プラン	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	
31	328	智頭町	総務課	1	2	1	1	智頭町男女共同参画推進条例	2010年3月24日	2010年4月1日		第4次智頭町男女共同参画プラン	2018年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1	
31	329	八頭町	男女共同参画センター	1	1	1	1	八頭町男女がともに輝くまちづくり条例	2005年3月31日	2005年3月31日		第4次八頭町男女共同参画プラン	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
31	364	三朝町	総務課	1	2	0	1	三朝町男女共同参画推進条例	2009年3月23日	2009年4月1日		第4次三朝町男女共同参画プラン	2021年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	
31	370	湯梨浜町	企画課	1	2	1	1	湯梨浜町男女共同参画条例	2009年3月16日	2009年4月1日		第4次ゆりはま男女共同参画プラン	2019年3月 ~ 2024年3月	1	1	
31	371	琴浦町	企画政策課	1	2	1	1	琴浦町男女共同参画推進条例	2006年9月22日	2006年9月22日		第3次琴浦町男女共同参画プラン	2018年4月 ~ 2023年3月	1	1	
31	372	北栄町	企画財政課	1	2	1	1	北栄町男女共同参画推進条例	2006年3月23日	2006年4月1日		第4次北栄町男女共同参画基本計画	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1	
31	384	日吉津村	住民課	1	2	1	1	日吉津村男女共同参画推進条例	2008年3月25日	2008年3月25日						1
31	386	大山町	人権推進室	1	2	0	1	大山町男女共同参画推進条例	2012年3月28日	2012年4月1日		大山町誰もが共同参画できる社会づくり計画(第4次大山町男女共同参画プラン)	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1	
31	389	南部町	総務課	1	2	1	1	南部町男女共同参画推進条例	2006年12月25日	2006年12月25日		第3次南部町男女共同参画プラン	2019年4月 ~ 2024年3月	1	1	
31	390	伯耆町	総務課	1	2	0	1	伯耆町男女共同参画推進条例	2006年3月24日	2006年4月1日		第3次伯耆町男女共同参画推進計画	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
31	401	日南町	総務課 人権センター	1	2	0	1	日南町男女共同参画推進条例	2013年3月25日	2013年4月1日		第4次日南町男女共同参画推進計画	2019年4月1日 ~ 2024年3月31日	0	1	
31	402	日野町	企画政策課	1	2	0	1	日野町男女共同参画推進条例	2017年3月21日	2017年3月21日		第3次日野町男女共同参画プラン	2018年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1	
31	403	江府町	総務課	1	2	0	1	江府町男女がともに輝くまちづくり条例	2010年3月23日	2010年4月1日		江府町男女共同参画プラン	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	

<選択肢回答>

所属

- 1 首長部局
- 2 教育委員会

事務所掌

- 1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
- 2 1ではない

庁内連絡会議

- 1 有
- 0 無

諮問機関

- 1 有
- 0 無

男女共同参画に関する条例

現在の状況

- 1 2023年3月末までの制定を目的に検討中
- 2 2022年度以降の制定を目的に検討中
- 3 その他
- 0 検討していない

男女共同参画に関する計画

女性活躍推進法の推進計画との関係

- 1 一体
- 0 一体でない

計画の策定方法

- 1 単独計画として策定
- 0 総合計画の一部として策定

現在の状況

- 1 策定予定有
- 0 策定予定無

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2022年4月1日現在で開設済の施設)							施設形態		管理・運営主体					
			名称	愛称・通称	郵便番号	所在地等				単独	複合	施設管理			事業運営		
						住所	電話番号	FAX番号	ホームページ			直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他
			4							2	2	3	0	1	3	0	1
31	201	鳥取市	鳥取市男女共同参画センター	輝なんせ鳥取	680-0822	鳥取市今町2丁目151	0857-24-2704	0857-24-2704	http://www.city.tottori.lg.jp	○		○			○		
31	202	米子市	米子市男女共同参画センター	かぶりあ	683-0822	米子市中町20番地	0859-31-1591	0859-31-1592			○	○			○		
31	203	倉吉市															
31	204	境港市	境港市男女共同参画センター		684-0033	境港市上道町1989番地5	0859-44-7280	0859-44-7280			○			○			○
31	302	岩美町															
31	325	若桜町															
31	328	智頭町															
31	329	八頭町	八頭町男女共同参画センター	かがやき	680-0607	鳥取県八頭郡八頭町徳丸578-1	0858-84-2361	0858-84-2362	http://www.town.yazu.tottori.jp	○		○			○		
31	364	三朝町															
31	370	湯梨浜町															
31	371	琴浦町															
31	372	北栄町															
31	384	日吉津村															
31	386	大山町															
31	389	南部町															
31	390	伯耆町															
31	401	日南町															
31	402	日野町															
31	403	江府町															

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2022年4月1日現在で開設済の施設)														
			名称	設立年月日	職員数(人)		予算額(千円)	主 な 事 業									
					常勤	非常勤		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他
			4					4	4	1	4	0	3	0	0	0	
31	201	鳥取市	鳥取市男女共同参画センター	2002年7月1日	1	4	20,210	○	○		○		○				
31	202	米子市	米子市男女共同参画センター	2003年4月1日	0	5	1,584	○	○		○		○				かぶりあ祭
31	203	倉吉市			0	0	0										
31	204	境港市	境港市男女共同参画センター	2003年6月22日	0	0	50	○	○		○		○				団体・個人の育成及び支援に関すること
31	302	岩美町			0	0	0										
31	325	若桜町			0	0	0										
31	328	智頭町			0	0	0										
31	329	八頭町	八頭町男女共同参画センター	2010年7月1日	2	3	3,235	○	○	○	○						
31	364	三朝町			0	0	0										
31	370	湯梨浜町			0	0	0										
31	371	琴浦町			0	0	0										
31	372	北栄町			0	0	0										
31	384	日吉津村			0	0	0										
31	386	大山町			0	0	0										
31	389	南部町			0	0	0										
31	390	伯耆町			0	0	0										
31	401	日南町			0	0	0										
31	402	日野町			0	0	0										
31	403	江府町			0	0	0										

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言			首長、自治会長等の状況														
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態	市区長数	うち女性市区長数	女性比率(%)	副市区長数	うち女性副市区長数	女性比率(%)	町村長数	うち女性町村長数	女性比率(%)	副町村長数	うち女性副町村長数	女性比率(%)	自治会長数	うち女性自治会長数	女性比率(%)
				2		4	0	0.0	3	0	0.0	15	1	6.7	14	0	0.0	2,768	122	4.4
31	201	鳥取市	2004年10月7日	鳥取市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							828	40	4.8
31	202	米子市				1	0	0.0	1	0	0.0							415	22	5.3
31	203	倉吉市	2003年3月20日	くらし男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	0	0								218	4	1.8
31	204	境港市				1	0	0.0	1	0	0.0							96	4	4.2
31	302	岩美町										1	0	0.0	1	0	0.0	120	5	4.2
31	325	若桜町										1	0	0.0	1	0	0.0	40	0	0.0
31	328	智頭町										1	0	0.0	1	0	0.0	89	6	6.7
31	329	八頭町										1	0	0.0	1	0	0.0	133	3	2.3
31	364	三朝町										1	0	0.0	1	0	0.0	62	1	1.6
31	370	湯梨浜町										1	0	0.0	1	0	0.0	75	1	1.3
31	371	琴浦町										1	1	100.0	1	0	0.0	154	10	6.5
31	372	北栄町										1	0	0.0	1	0	0.0	63	3	4.8
31	384	日吉津村										1	0	0.0	0	0		7	1	14.3
31	386	大山町										1	0	0.0	1	0	0.0	165	13	7.9
31	389	南部町										1	0	0.0	1	0	0.0	92	3	3.3
31	390	伯耆町										1	0	0.0	1	0	0.0	89	1	1.1
31	401	日南町										1	0	0.0	1	0	0.0	33	0	0.0
31	402	日野町										1	0	0.0	1	0	0.0	49	3	6.1
31	403	江府町										1	0	0.0	1	0	0.0	40	2	5.0

<選択肢回答>  
 男女共同参画に関する宣言  
 宣言の形態  
 1 首長声明  
 2 議会の議決  
 3 庁内連絡会議の決定  
 4 その他

調査時点コード	1	2022年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都道府県	市区町村	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値	目標設定の対象である審議会等の範囲				地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況				地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況				(再掲)市町村防災会議(委員のみ)		(再掲)市町村防災会議(会長を含む)		調査時点コード												
			目標値(%)	目標達成期限	審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	委員会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値	その他	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	その他	地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他			
																													その他	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	その他
	小計			479	433	5,738	1,887	32.9	320	296	4,066	1,309	32.2	92	67	551	112	20.3	358	62	17.3										
31	201	鳥取市	40.0	2026年3月	84	75	1,011	304	30.1	19	18	359	109	30.4	6	5	41	9	22.0	39	9	23.1	40	9	22.5	2	2021年6月22日	1		1	
31	202	米子市	40.0		63	58	692	230	33.2	21	21	250	101	40.4	5	5	27	10	37.0	21	6	28.6	22	6	27.3	1		1		1	
31	203	倉吉市	40.0	2026年3月	38	36	683	221	32.4	20	19	242	72	29.8	5	4	32	6	18.8	30	6	20.0	31	6	19.4	1		1		1	
31	204	境港市	30.0	2024年3月	39	33	573	154	26.9	23	19	382	101	26.4	6	4	30	5	16.7	28	3	10.7	29	3	10.3	1		1		1	
31	302	岩美町	40%以上	2026年3月	16	15	197	72	36.5	16	15	197	72	36.5	5	4	33	6	18.2	23	3	13.0	24	3	12.5	2	2022年6月1日	2	2022年6月1日	1	
31	325	若桜町	40.0	2027年3月	14	12	145	38	26.2	14	12	145	38	26.2	5	3	23	6	26.1	26	5	19.2	27	5	18.5	1		1		1	
31	328	智頭町								12	12	147	38	25.9	5	2	31	4	12.9	17	3	17.6	18	4	22.2	1		1		1	
31	329	八頭町	50.0	2026年3月	21	21	250	101	40.4	21	21	250	101	40.4	5	5	27	10	37.0	21	6	28.6	22	6	27.3	1		1		1	
31	364	三朝町	40.0	2027年3月	13	12	116	42	36.2	15	13	180	45	25.0	4	3	22	5	22.7	17	3	17.6	18	3	16.7	2	2021年4月1日	2	2021年4月1日	2	2021年4月1日
31	370	湯梨浜町	30.0	2024年3月	20	19	194	55	28.4	16	16	172	50	29.1	4	3	22	5	22.7	23	5	21.7	24	5	20.8	1		1		1	
31	371	琴浦町	40.0	2023年3月	33	29	447	172	38.5	12	12	233	90	38.6	4	3	35	6	17.1	19	6	31.6	20	7	35.0	2	2022年6月20日	2	2022年6月20日	2	2022年6月20日
31	372	北栄町	いずれの性も期限を定めず40%以上		31	28	338	140	41.4	10	10	108	41	38.0	4	3	23	6	26.1	0	0		0	0		1		1		1	
31	384	日吉津村	40.0	2023年3月	27	25	242	81	33.5	13	13	136	45	33.1	5	5	23	6	26.1	11	1	9.1	12	1	8.3	1		1		1	
31	386	大山町	50.0	2027年3月	18	17	223	72	32.3	18	17	223	72	32.3	5	4	43	7	16.3	13	1	7.7	14	1	7.1	1		1		1	
31	389	南部町	40.0	2024年3月	13	12	132	49	37.1	13	12	132	49	37.1	5	3	20	4	20.0							1		1		1	
31	390	伯耆町	40.0	2026年3月	21	17	192	64	33.3	21	17	192	64	33.3	5	1	21	2	9.5	9	0	0.0	10	0	0.0	1		2	2022年3月31日	1	
31	401	日南町								10	10	136	42	30.9	5	4	23	7	30.4	26	2	7.7	27	2	7.4	1		1		1	
31	402	日野町	40.0	2022年3月	28	24	303	92	30.4	7	7	74	17	23.0	3	3	16	5	31.3	14	2	14.3	15	2	13.3	1		2	2021年12月31日	2	2021年12月31日
31	403	江府町								16	11	206	57	27.7	5	4	24	7	29.2	13	2	15.4	14	2	14.3	1		1		1	











都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																				
			職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7												
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1. を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	問5で1. を選択した場合、休業期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6で1. を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない												
議会名						配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他												
31	371	琴浦町	1	琴浦町職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この訓令は、琴浦町に勤務する一般職の職員(以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。 (旧姓の使用の基準) 第2条 職員は、総務課長に届け出ることにより、法令等に抵触するおそれなく、専ら職員間で使用している文書、軽易な文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。 2 次に掲げる基準に該当する文書等には、旧姓を使用することができない。 (1) 職員の身分関係に関わる文書等で、法令等に根拠があるもの又は法令等に基づく事務処理等に与える影響の大きいもの (2) 職員の権利義務関係に係る文書等で、法令等に根拠があるもの又は法令等に基づく事務処理等に与える影響の大きいもの (3) 公権力の行使に係るもの等、対外的に大きな影響を与えるおそれがあるもの(旧姓を使用することができる文書等) 第3条 前条第1項の規定による旧姓を使用することができる文書等は、別表に掲げるとおりとする。 2 旧姓の使用を届け出た職員は、前項に規定する旧姓を使用することができるすべての文書等において旧姓を使用するものとする。 3 第1項の規定にかかわらず、職員(臨時及び非常勤の職員を除く。)が職員証明書への旧姓の併記を希望する場合には、旧姓の使用を届け出る際に併せてその旨を届け出ることとする。 (旧姓使用届) 第4条 職員は、第2条第1項の規定による旧姓の使用をしようとするときは、旧姓使用届(様式第1号)を所属長を経由して総務課長に提出しなければならない。 2 総務課長は、前項の届について、特に必要があると認めるときは、当該職員に対して、当該届記載内容の確認ができるものの提出を求めすることができる。 (中止届) 第5条 旧姓を使用している職員が、旧姓の使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第2号)を所属長を経由して総務課長に提出しなければならない。 2 戸籍上の氏を改めた場合を除き、前項の規定により旧姓使用中止届を提出した職員は、特別な事情のない限り、再び同じ旧姓を使用することはできない。 (旧姓使用職員台帳等) 第6条 総務課長は、第4条及び前条の届を受理したときは、所属長に対してその旨を通知するものとする。 2 総務課長は、第4条から第6条について、その内容を旧姓使用職員台帳(様式第3号)に記載するものとする。 (職員及び所属長の責務) 第7条 旧姓を使用する職員は、旧姓の使用に当たっては、町民に対して、又は職場内において誤解や混乱を生じさせないように努めなければならない。 2 所属長は、所属職員の旧姓使用に当たり、適切な運用と公務の円滑な遂行が図られるよう努めなければならない。	琴浦町議会	1	2	1	琴浦町議会会議規則 琴浦町議会会議規則 (参考) 第1条 議員は、招集の当日開議定刻前に議場に参集し、その旨を議長に通告しなければならない。 (欠席の届出) 第2条 議員は、事故公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員前項の規定にかかわらず、議員が、出産のため出席できないときは、日数を定めて出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1	4	
31	372	北栄町	1	北栄町職員旧姓使用取扱要綱 (旧姓使用の範囲) 第3条 旧姓使用届を提出した職員は、次の各号に定める場合を除き、旧姓を使用するものとする。 (1) 公権力の行使に関わる場合 (2) 税務署、共済組合、社会保険事務所、銀行等、外部の機関に支障を及ぼすおそれのある場合 (3) 法令等により戸籍上の氏名を使用することが定められている場合 (4) その他職務遂行上、誤解や混乱を生ずるおそれのある場合	北栄町議会	1	2	1	北栄町議会会議規則 第2条 議員は、事故公務、傷病、出産、育児、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員前項の規定にかかわらず、議員が、出産のため出席できないときは、日数を定めて出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1							北栄町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 (議員報酬の減額) 第3条 議会の議員が疾病等自己の都合により、町議会の会議、委員会及び地方自治法第100条第12項の規定により設置された議会の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場(以下「町議会の会議等」という。)のすべてを欠席した月(以下「議員活動ができない月」という。)が連続して6月を超えるときは、当該月の議員報酬は、前条の規定により算出された議員報酬の額から当該議員報酬の額に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合(以下「減額率」という。)を乗じて得た額を減じた額とする。 (1) 議員活動ができない月が連続して6月を超え12月以下のとき 100分の20 (2) 議員活動ができない月が連続して12月を超え24月以下のとき 100分の30 (3) 議員活動ができない月が連続して24月を超えるとき 100分の50 2 公務上の災害その他これに類するものとして議長が認める理由により町議会の会議等を欠席したときは、前項の規定は、適用しない。	1	1	1	1	1	4

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																		
				問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問3 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4 問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6 問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない												
				1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他						
31	384	日吉津村	1	日吉津村職員旧姓使用取扱要綱 (旧姓の使用) 第2条 職員は、村長に届け出ることにより、法令等に抵触するおそれなく、専ら職員間で使用している文書、簡易な文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	日吉津村議会	1	2	1	日吉津村議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1		
31	386	大山町	1	大山町職員旧姓使用取扱要綱 (旧姓の使用) 第2条 職員は、総務課長に届け出ることにより、法令等に抵触するおそれなく、専ら職員間で使用している文書、簡易な文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	大山町議会	1	2	1	大山町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1					1	1	1	1	1	1	1	
31	389	南部町	1	南部町職員旧姓使用取扱要綱 第2条(旧姓の使用)職員は、町長に届け出ることにより、法令等に抵触するおそれなく、専ら職員間で使用している文書、簡易な文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	南部町議会	1	3	2		2					1	2	2	2	2	2	2	
31	390	伯耆町	1	伯耆町職員旧姓使用取扱要綱 (旧姓の使用)第2条 職員は、町長に届け出ることにより、法令等に抵触するおそれなく、専ら職員間で使用している文書、簡易な文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	伯耆町議会	1	2	1	伯耆町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					4	4	4	4	1	4	4	
31	401	日南町	4		日南町議会	1	2	1	日南町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のために出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					2	2	2	2	2	2	4	4
31	402	日野町	4		日野町議会	1	2	1	日野町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1	1	
31	403	江府町	2		江府町議会	1	2	1	江府町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1	1	1

調査時点	議会関係は2022年7月1日(その他2022年4月1日)
------	------------------------------

都道府県	市区町村名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査														地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	
		問8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問10 議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問11 問10で1.を選じた場合、行っている取組みは、次のうちどれか。				問12 問11で、1.を選じた場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問13 内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」の利用	問14 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っているか。	問15 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16 問15で、1.を選じた場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。			
		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 関係するハラスメント防止規定がある 2. 議員向け研修を設けている 3. ハラスメント防止研修を設けている 4. その他				1. 利用している。 2. 利用していないが、今後利用予定である。 3. 利用していない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。			1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	左記で、1.を選じた場合該当部分の規定を記入してください。		
		0	0	5	1	0	0	0		0	4	0		0			
		1	3	6	0	0	0	0		0	5	2		17			
		0	0	8	0	0	0	1	0	1	10	0		2			
		18	16		0	0	0	3				17					
31	201 鳥取市	4	2	3							1	2		2			
31	202 米子市	4	4	2							2	2		2			
31	203 倉吉市	4	4	3							3	4		2			
31	204 境港市	4	4	3							3	4		2			
31	302 岩美町	4	4	2							2	4		2			
31	325 若桜町	4	4	2							3	4		2			
31	328 智頭町	4	4	2							1	4		2			
31	329 八頭町	4	4	1			3			3	3	4		2			
31	364 三朝町	4	4	3							3	4		2			
31	370 湯梨浜町	4	4	1				4	議長が相談窓口となっている。ハラスメント防止に関する研修の案内をしている。		2	4		2			
31	371 琴浦町	4	4	1				4	ハラスメントは申し合わせ事項であり、不定期ですが、参集した際に確認や意見交換を行っている。		3	4		2			
31	372 北栄町	4	4	3							3	4		2			
31	384 日吉津村	4	4	1				4			1	4		3			
31	386 大山町	4	4	3							3	4		2			
31	389 南郷町	4	4	3							3	4		2			
31	390 伯耆町	4	2	1	1				伯耆町議会議員政治倫理条例 (政治倫理基準) 第3条 議員は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)、公職選挙法(昭和25年法律第100号)、政治資金規正法(昭和23年法律第194号)等の法令とともに、議員の品位と名譽を重んじ次に掲げる政治倫理基準を遵守して行動しなければならない。 (1) 議員の地位を利用して、自己又は特定の者の不当な利益を図ってはならないこと。 (2)～(4) 略 (5) 前号に規定するもののほか、議員の地位を利用して地位による影響力を及ぼすことにより、町の職員又は関係団体の役職員の公正な職務の執行を妨げる等不当な行為をしてはならないこと。 (6)～(8) 略			2	4		2		
31	401 日南町	4	4	2							2	4		2			
31	402 日野町	4	4	3							3	4		3			
31	403 江府町	2	2	2							1	4		2			